

長岡京市障がい者社会参加・自立促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障がい者が主体的に実施する事業に対して補助を行うことにより、障がい者の社会参加及び自立を促進することを目的とする。

(対象事業)

第2条 この要綱により補助を受けることのできる事業は、障がい者が主体的に社会に関わりを持ち、自立した生活を営むことに資するため実施する事業とする。

(実施事業者)

第3条 補助の対象となる事業者は、前条に規定する事業を実施する事業者のうち、市内に事務所を有するものとし、障がい者が8割以上を占める概ね150人以上の団体で、かつ、一定の活動実績を持つ団体とする。

(対象経費)

第4条 補助金の経費の範囲は、第2条に規定する対象事業の実施に必要な経費とし、別に定める。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、長岡京市障がい者社会参加・自立促進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の関係書類を添えて、4月30日又は事業に着手する1か月前のいずれか遅い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、事業の実施について市長と事前協議を行ったものについては、事業着手後に交付申請を行うことができるものとする。

(交付決定)

第6条 市長は前条第1項に規定する交付申請書を受理したときは、その適否を審査し、適当と認めたときは、長岡京市障がい者社会参加・自立促進事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により当該事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項及び次条第2項の規定による交付決定について、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) この補助金は、長岡京市障がい者社会参加・自立促進事業補助金交付要綱に基づく補助事業以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得ること。

- (3) 補助事業完了後市長の指定する期日までに事業報告書を提出すること。
- (4) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実地調査を行うことがあること。
- (5) 補助金の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあること。
- (6) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
- (7) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市障がい者社会参加・自立促進事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (8) その他市長が必要と認めること。

(変更交付等)

第7条 前条の規定による交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）が第5条の規定による申請内容を変更する場合は、長岡京市障がい者社会参加・自立促進事業補助金変更交付申請書（別記様式第3号）に第5条第1項の関係書類に準じた書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付申請書を受理したときは、当該申請に係る補助金交付の適否を審査し、適当と認めたときは、長岡京市障がい者社会参加・自立促進事業補助金変更交付決定通知書（別記様式第4号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付を申請したものは、第6条第1項及び前条第2項の規定による通知書を受領した場合において、当該申請に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(事業終了報告)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後1か月以内又は3月31日のいずれか早い日までに、長岡京市障がい者社会参加・自立促進事業終了報告書（別記様式第5号）に次の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 決算（見込）書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第10条 市長は、前条に規定する事業の終了報告書を受理した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成

果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市障がい者社会参加・自立促進事業補助金交付確定通知書（別記様式第6号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（請求及び交付）

第11条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、長岡京市障がい者社会参加・自立促進事業補助金交付請求書（別記様式第7号）により市長へ請求できるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づく請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

（交付の特例）

第12条 市長は、補助事業者のうち、特に必要があると認めるものに対しては、前条の規定にかかわらず、その事業の施行前又は施行中に補助金の一部又は全部を概算交付することができる。

2 前項の規定による概算交付を受けようとする補助事業者は、長岡京市障がい者社会参加・自立促進事業補助金概算交付請求書（別記様式第8号）に第6条の交付決定通知書の写し又は第7条の変更交付決定通知書の写し及び概算交付を必要とする理由書を添付して市長へ提出しなければならない。

（是正措置）

第13条 市長は、補助事業の完了後、事業終了報告書を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付条件等に適合しないと認めるときは、その補助事業につきこれに適合させるための措置を取るべきことを、当該補助事業者に対して命ずることができる。

2 第9条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

（補助金の決定等の取消し）

第14条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、市長は、補助金の交付決定、確定若しくは交付を取り消し、又は変更することができる。

(1) 当該補助金等を目的以外に使用したとき、不当に使用したと認められたとき又は使用しなかったとき。

(2) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。

(3) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。

(4) 事業の実施方法が補助金の交付の趣旨に沿わないと認められるとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の取消し等をした場合、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 市長は、第12条の規定により補助金を交付した場合において、補助金交付済額

が事業終了報告に基づく必要な補助額を超えたときは、当該補助事業者に対して、その差額を返還させることができる。

(延滞金)

第16条 市長は、前条第1項の規定に基づき返還することを命じた補助金が納期限までに納付されなかったときは、当該補助事業者に対し、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号）第15条の規定を適用するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月9日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住所
団体名
代表者名

長岡京市障がい者社会参加・自立促進事業補助金交付申請書

年度において別紙計画により、障がい者社会参加・自立促進事業を実施いたしますので、下記のとおり補助金を交付願いたく別紙関係書類を添えて申請いたします。

記

交付申請額 金 円

（添付書類）

- 1 事業実施計画書
- 2 予算書
- 3 その他市長が必要と認める書類

1 年度事業計画書

事業名	計画内容（目的・日時・内容等）

2 予算書

事業名	予算積算
計	

番 号
年 月 日

団体名
代表者名

長岡京市長

長岡京市障がい者社会参加・自立促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日において申請のあった長岡京市障がい者社会参加・自立促進事業補助金については、長岡京市障がい者社会参加・自立促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付決定しましたので、通知いたします。

記

1. 補助金交付決定額

金 円

2. 補助条件

- (1) この補助金は、長岡京市障がい者社会参加・自立促進事業補助金交付要綱に基づく補助事業以外に使用しないでください。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得てください。
- (3) 補助事業完了後市長の指定する期日までに事業報告書を提出してください。
- (4) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実地調査を行うことがあります。
- (5) 補助金の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあります。
- (6) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておいてください。
- (7) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市障がい者社会参加・自立促進事業補助金交付要綱の規定を遵守してください。

別記様式第3号（第7条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住所
団体名
代表者名

年度長岡京市障がい者社会参加・自立促進事業補助金変更交付申請書

年 月 日付長岡京市指令福障第 号により交付決定を受けたみだしの補助金について、その内容を変更したいので長岡京市障がい者社会参加・自立促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 申請及び決定年月日	交付申請	年	月	日
	交付決定	年	月	日

2. 変更交付申請額 円

3. 変更内容

別記様式第4号（第7条関係）

番 号
年 月 日

様

長岡京市長

年度長岡京市障がい者社会参加・自立促進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付をもって申請のありました長岡京市障がい者社会参加・自立促進事業補助金に係る変更交付申請については、下記のとおり承認したので、長岡京市障がい者社会参加・自立促進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

(承認内容) 1 補助見込額 金 円
2 承認条件

別記様式第5号（第9条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住所
団体名
代表者名

長岡京市障がい者社会参加・自立促進事業終了報告書

年 月 日付けで長岡京市指令福障第 号で交付決定のありました上記補助金について、補助事業を完了したので長岡京市障がい者社会参加・自立促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

補助事業名

完了年月日 年 月 日

（添付書類）

- 1 事業実施報告書
- 2 決算（見込）書
- 3 その他市長が必要と認める書類

（※ 案内文、パンフレット、写真他を添付してください。）

1 事業実施報告書

事業名	実施内容（日時・内容・効果等）

2 決算書

事業名	決算額
計	

別記様式第6号（第10条関係）

番 号
年 月 日

団体名
代表者名

長岡京市長

長岡京市障がい者社会参加・自立促進事業補助金交付確定通知書

年 月 日において終了報告のあった障がい者社会参加・自立促進事業については、長岡京市障がい者社会参加・自立促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり確定しましたので、通知いたします。

記

交付確定額 金 円

別記様式第7号（第11条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住所
団体名
代表者名

長岡京市障がい者社会参加・自立促進事業補助金交付請求書

年 月 日付で確定の通知がありました上記補助金について、下記のとおり
請求します。

記

請求額 金 円

別記様式第8号（第12条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住所

団体名

代表者名

年度長岡京市障がい者社会参加・自立促進事業補助金概算交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金について、長岡京市障がい者社会参加・自立促進事業補助金要綱第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

1 請求額等

- | | | |
|-------------|---|---|
| (1) 交付決定額 | 金 | 円 |
| (2) 概算交付請求額 | 金 | 円 |

2 添付書類

- (1) 交付決定通知書の写し又は変更交付決定通知書の写し
- (2) 概算交付の理由書